

「自主・自律・友愛」
主体的に自ら学び 自分の行動に責任をもち 仲間とともに良い生き方を目指す

茨木市立平田中学校
生徒指導通信
第17号
生徒指導推進委員会

team H 集団

中学3年間で『高校を卒業する力』
『仕事を続けていく事のできる力』をつけよう



冬休みを有意義に過ごすために

保護者のみなさんへ

冬休みが近づいてきました。子どもたちは、今からさまざまな計画を立てて楽しみにしていることだと思います。冬休みは、夏休みほどの長期間ではないですが、子どもたちが学校生活から解放された自由な時間が多くあります。その時間を有意義に使えるよう、家事・手伝いや家族・兄弟と過ごす時間を大切にしましょう。

しかし、実際には、この余暇を有効に利用することができず、かえって問題行動に陥ってしまうことがあります。不規則な生活を許したりしないで、家族全体が規律ある生活を維持することが大切です。

夜遊び・外泊、親の力でピシッと指導を！

子どもが犯罪の被害者・加害者にならないようにするための配慮はとても大切なことです。一度、重大な被害を受けると、そのことが子どもの心に傷が残り、将来を思わぬ方向に曲げてしまうことがあるからです。そのためには、まず、夜の外出や外泊をさせないことが大切です。



スマホ・インターネット・もう一度見直して！

全国的に、スマホやインターネットによるトラブルが増加しています。SNS（Twitter、LINE、Facebookなど）は使用の仕方によって、被害者だけでなく加害者になってしまうこともあります。今一度、家庭でスマホ・インターネットの取り扱いについてのルールを見直してください。

親子のふれあい大切に！

子どもたちは、いろいろな楽しみや目標を持って冬休みを迎えようとしています。この機会にふだん十分に持てない“親子のふれあい”を深め、家族で、有意義な冬休みが送れるよう工夫して下さい。

新学期を迎える日には、生徒が一人残らず充実した冬休みの思い出を胸に、元気な姿で登校出来るようご協力ください。そこで、学校としては、下記の項目を「常に心掛けてほしいこと」とし、指導しています。各家庭でも、よろしくご指導下さい。



常に心掛けてほしいこと

- ① お子様が出出するときは「誰と、どこに行き、何時に帰宅するか」を確認してください。
- ② 服装に注意し、派手なもの、中学生らしくない服装は避けさせましょう。
- ③ 所持品に注意させ、高価なもの、危険なものは持ち歩かせない。（※お年玉を持ち歩かせない）
- ④ 危険な遊び（火遊び）や法律違反（たばこ・薬物・無免許運転他）は行わせない。
- ⑤ 不健全な遊び（繁華街への出入り）はさせない。
- ⑥ スマホなどによるネット上のトラブル（SNS・出会い系サイト・有害サイトなど）からお子様を守るために、ルールを設定する。
- ⑦ 被害防止のため、夜の外出及び外泊はさせない。また、門限時間を守らせる。
- ⑧ アルバイトはさせない。



【大阪府青少年健全育成条例】（何度も言っていますが…）

自由な外出時間は午後8時までです。（8時は遅い気がします。家庭でルールを決めてください。）それ以降の外出、例えば初詣などに出かける際は、保護者同伴とし、午後10時までに帰宅することがルールです。これは、「大阪府青少年健全育成条例」に即したものです。午後10時から翌日の午前4時までは、特別な事情がない限り、保護者同伴でも飲食店等への出入りもできません。当然、友人宅への外泊はできません

※ 大阪府青少年健全育成条例第25条

保護者は、通勤通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

◇16歳未満の者は、午後8時から翌日の午前4時

緊急時の対応を確認しましょう！ 病気やけが、事故、不審者対応など

【緊急時の連絡先】



平田中学校 072-633-1501
茨木警察署 072-622-1234
茨木少年サポートセンター
072-625-6677

